

# 札幌における「総合事業」導入見送りへのとりくみと、介護保険改善の運動

2011年12月10日  
札幌社保協 事務局長 斉藤浩司

## 1. 介護保険法改悪反対の運動と、総合事業導入反対のとりくみ

札幌社保協では2010年から「地域包括ケア」等についての内容や問題点などを中心に、介護保険法改悪に反対する地域での学習と運動を進めてきました。特に「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容が明らかになるにつれて、これは保険サービスはずしであることを宣伝してきました。

### 1) 総合事業についての要請と市との懇談

特にこの総合事業が自治体・保険者の判断による導入の制度ということから、自治体への働きかけが重要と考え、今年4月の市長選挙の直後にアクションを起こすことにしました。現職市長が公約で特別養護老人ホームの1000人定員増を掲げていたこともあり、6月7日に子ども医療費の助成拡大等とあわせ、特養の待機者解消、介護保険料の引き上げをするな、と共に要支援の認定者の保険給付サービス除外をしないように要請しました。

またこの要請に基づいて市側に懇談を申し入れ、3項目11点の質問を事前に渡し、6月29日に介護保険課・事業担当指導課との話し合いを持ちました。当日は加入団体などから35人が参加し、介護の現場から要支援の人たちの実態について事例を報告してもらいました。また北海道民医連がまとめた事例集も渡しました。

市側は介護保険法が改定されたばかりで検討はこれからであるとしながらも、総合事業の導入には消極的な姿勢を示しました。

### 2) 市議会への陳情

私たちは世論にアピールするため、9月の市議会に陳情を出すことにしました。①総合事業の導入をしないこと、②特養ホームの待機者の早期解消、③次期保険料の引き上げ反対の3点に絞った陳情とし、9月9日に私と4人のヘルパーさんと市議会各党派への要請を行い、議会事務局へ提出しました。

陳情審査は11月22日に行われ、社保協の役員でもあるケアマネジャーが陳情の趣旨説明を行いました。市側は陳情に関する議員の質問に対し、10月の介護保険事業計画推進委員会で次期計画では総合事業の導入をしないと提案したことを議会でも正式に報告をしました。

### 3) 事業計画推進委員会対策の活動

札幌市の第4期介護保険事業計画推進委員会には、市民公募委員の中に札幌社保協の役員でもあり札幌北区社保協の代表委員の人が入っています。札幌社保協ではこの方を中心に対策委員会を内部に設け、委員会の前に事前配布資料を基にした分析と対策を検討し、それに基づく質問や意見を委員会で述べてもらうようにしてきました。資料配布が委員会の3日前などが普通で大変でしたが、一定の効果はあったのではないかと思います。

10月28日に開催された委員会は、総合事業に対する態度と次期保険料が議題になっていましたので、私たちも注視していました。市の態度としては2012年～14年の次期計画では総合事業を導入しない提案でした。導入しない理由は、①現状では国からの「参考となる手引き」等の詳細が示されていない中で、詳細な検討を行うことができない、②要支援認定者に対して大きな影響を与える制度変更であることから、様々な調査を踏まえ、しっかりと時間を

かけて、慎重に検討すべきと考える、と極めて妥当なものでした。ただ、次々期に向けてさらに検討をしていくこと、中には導入に前向きな委員もいることから、今後の運動がさらに重要になってくるでしょう。

## 2. 介護保険改善を求める自治体への持続的なはたらきかけ

札幌市は国保などでは、国に先駆けて資格証明書世帯でも18歳未満の子供に1年間の保険証を交付する等、一定の積極的な独自性を示していますが、介護保険分野では残念ながらほとんど独自の施策はありません。私たちは、毎年要請や懇談・交渉を重ねて札幌市の独自施策を求めてきました。

### 1) 事例で交渉一同居家族がいる世帯への訪問介護一律打ち切りに歯止め

2007年9月には、同居家族のいる要支援の世帯に訪問介護を認めないやり方に対して交渉を行い、深夜勤務のタクシー運転手の息子さんと同居の母親、3交代勤務看護師さんの娘と同居の母親にヘルパーを打ち切った事例を問題にしました。市側は「一律の指導はしていない」と「公式回答」をしましたが、実際に打ち切りされたこの事例に対してはさすがに「訪問介護は必要」と認めました。本庁や区役所、地域包括などへの「一律打ち切りをしない」指導の徹底を求め、その後の改善につながりました。

### 2) 市に対し毎年のように交渉・懇談で改善を要望

- 2008年8月 2008年1月に行ったケアマネアンケート結果（地元新聞や介護新聞でも紹介された）を市に報告し、介護報酬引き上げ、市の独自サービス実施、保険料・利用料の軽減等を要望。
- 2008年9月 市議会へ「介護労働者の人材確保と待遇改善を求める意見書」案を要請、その後採択された。
- 2008年12月 次期保険料の引き下げ、利用料の軽減、軽減規定の見直しなどを要望し交渉。
- 2009年3月 介護報酬の引き上げによる利用限度額超過負担の解消、新たな介護認定方式の問題点について交渉。
- 2010年3月19日 市内北区でグループホーム火災があったため、対象外施設へのスプリンクラー設置のための助成を要請。
- 2010年3月29日 通院介助をきちんと介護報酬で認めるように交渉。

## 3. 介護保険料引き上げに対する運動

国は次期保険料を5000円程度に抑えるように言っていますが、逆にいえば5000円までは上げて良いということです。札幌市は11月29日に行われた介護保険事業計画推進委員会で、次期保険料について初めて料金を明示し、基準保険料を4800円程度と報告しました（現行4130円）。これは介護報酬改定を3%、保険給付の伸び6%、1号被保険者の負担割合増（20→21%）による増加30.9%等を勘案したものです。基金の繰り入れがない場合は5104円の算定、北海道財政安定化基金8億円（56円の引き下げ効果）、市の準備基金32億円を繰り入れて（225円の引き下げ効果）の額と説明されています。横浜5200円、福岡5500円等より低いと自賛していますが、現行基準額より月額670円も上がり、年間では8000円以上の引き上げです。

高齢者は年金支給額が下げられ、後期高齢者医療保険料も引き上げと言われている中で、このような大幅な介護保険料の引き上げは、くらし破壊と言わなければなりません。11月の陳

情趣旨説明の際に、自民党議員がやらせ質問のように「保険料を引き上げないためにはどうするのか」と聞いたのに対し、市側は例えばと言いながらも「施設をつくらないとか、給付費用を下げる等」しか選択肢がない、「今の制度の下では保険料が上がるのは必然」と答えています。

私たちは介護保険制度の構造自体が保険料引き上げにつながる仕組みを変えていかなければなりません。同時に、自治体が高齢者の生活を守る立場で努力しなければならないのも当然です。今後は高齢者の生活実態から引き上げに反対する運動を大きく起こしていく必要があります。基金の活用は最前提ですが、財政3原則にとらわれず、高齢者の暮らしを守るために一般会計からの繰り入れも含めた自治体の対応が求められます。

#### 4. 自らも高齢者の立場に立ってがんばる介護従事者の育成

行政に改善を求める運動と共に、介護従事者自身のあり方も重要です。行政サイドだけの情報が押し付けられ、それに縛られてしまっは高齢者・利用者を守ることはできません。行政の言っていることを鵜呑みにしないで、どうしたら利用者の立場でその人の希望に沿うような介護を実現できるのか、私たち自身が学び努力することが重要です。

今回のヘルパー・ケアマネ・市民運動全国活動交流集会にも刺激を受け、私たちは以前から企画していた北海道でのヘルパー・ケアマネ交流集会を開催することにしました。来年1月15日に大阪社保協の日下部さんにも来ていただいて、札幌圏の集会を開催します。すでに介護関係の集会での案内や1000事業所への郵送も行い、少しずつ参加の返事が届き始めています。今まで全くつながりのないケアマネやヘルパーステーションからの返事ばかりで、私たちも期待を大きくしています。利用者・高齢者の立場に立った介護をめざすヘルパー・ケアマネ交流集会が、今後の北海道と札幌の運動にあたたかな1ページを開くことをめざし、がんばるつもりです。